

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第17号

労使関係に関する条例の一部を改正する条例

労使関係に関する条例(平成27年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第8号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。